

第64期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

■日時

2025年12月19日（金曜日）
午前10時

■会場

東別院会館 3 階東別院ホール

■議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）
6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）
の報酬枠決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬枠決定の件
- 第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である
取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報
酬等の額及び内容決定の件

株 主 各 位

証券コード 2185
2025年11月27日
愛知県名古屋市中区平和一丁目1番19号
株式会社 シイエム・シイ
代表取締役社長 佐々 幸恭

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第64期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。
なお、書面（郵送）又はインターネットにより、事前の議決権行使をすることができます。株主総会参考書類をご確認のうえ、議案をご検討いただき、その賛否を2025年12月18日（木曜日）午後6時までに議決権の行使をもって、ご表示くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.cmc.co.jp/ir/>



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/2185/tei/ji/>



敬 具

記

1 日 時	2025年12月19日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	愛知県名古屋市中区橘二丁目8番45号 東別院会館 3階東別院ホール (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第64期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第64期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠決定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬枠決定の件 第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

- 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 株主総会にご出席されない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使いただくことが可能です。ただし、その場合は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト等にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「事業の概要」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「主要な事業所」「会社の新株予約権等に関する事項」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ④ 会計監査人の会計監査報告したがいまして、お送りする書面に記載している事業報告、連結計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

株主総会にご出席の株主さまへのお土産は廃止させていただいております。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト
(<https://www.cmc.co.jp/>)



ご案内

本総会終了後、当社グループが保有する商材を体感いただけるお時間を設けております。

参加をご希望される株主さまは、当日、会場スタッフまでお声掛けいただきますようお願いいたします。

*所要時間は1時間を予定しております。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

第64期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を勘案し、株主の皆さまのご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 28円 総額 362,419,064円 これにより、当事業年度の年間配当は、中間配当分（1株につき24円）を含めまして、1株につき52円（前事業年度に比べ8円増配）となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年12月22日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、コーポレートガバナンスのさらなる充実を継続しつつ、取締役会等の監督機能の一層の強化、ならびに業務執行の意思決定の迅速化を図ることを目的として、監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 資本政策及び配当政策の機動的遂行

機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を、従来の株主総会の決議に加え取締役会決議により行うことができるよう、変更案第31条（剰余金の配当等の決定機関）および第32条（剰余金の配当の基準日）を新設ならびに変更し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）および第40条（中間配当）を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更は、本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

(下線が変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(機関)	(機関)
第 4 条 (条文省略)	第 4 条 (現行どおり)
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(3) <u>会計監査人</u>
(4) <u>会計監査人</u>	
第 2 章 株式	第 2 章 株式
(自己の株式の取得)	(削 除)
第 7 条	
<u>当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	
第 8 条～第 11 条 (条文省略)	第 7 条～第 10 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 12 条～第 17 条 (条文省略)	第 11 条～第 16 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(員数)	(員数)
第 18 条 (条文省略)	第 17 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第 19 条	第 18 条
取締役は、株主総会において選任する。	取締役は、株主総会において <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 選任する。
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. (条文省略)	3. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 (新 設) (新 設) (代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 2. (条文省略) 第22条 (条文省略) 2. (条文省略) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(任期) 第19条 取締役(監査等委員であるものを除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員又は補欠として選任された取締役(監査等委員であるものを除く)の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 (代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から代表取締役を選定する。 2. (現行どおり) 第21条 (現行どおり) 2. (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第28条 当社の監査役は、4名以内とする。 (選任方法) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(重要な業務執行の決定の委任) <u>第23条</u> 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 (報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって<u>監査等委員</u>である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。 第5章 <u>監査等委員会</u> (削 除) (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u> 第31条 <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	(削 除)
<u>(常勤の監査役)</u> 第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削 除)
<u>(監査役会の決議方法)</u> 第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
<u>(監査役会規則)</u> 第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	(削 除)
<u>(報酬等)</u> 第36条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の責任免除と責任限定契約)</u> 第37条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。 (新 設) (新 設) (新 設)	(削 除) <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 <u>(監査等委員会規則)</u> 第29条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。 <u>(常勤の監査等委員)</u> 第30条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

現 行 定 款	変 更 案
第6章 計算 第38条 (条文省略) (新 設) (剰余金の配当の基準日) 第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。 (新 設) <u>(中間配当)</u> 第40条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u> 第41条 (条文省略) 2. (条文省略) (新 設)	第6章 計算 第31条 (現行どおり) <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第32条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u> (剰余金の配当の基準日) 第33条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。 <u>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> (削 除) 第34条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第64期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の行為に関し、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結と同時に任期満了となります。また当社は、本総会の決議事項第2号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ）6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者6名は、次のとおりであります。

候補者番号	1	2	3	4	5	6
属性	再任	再任	再任	再任 社外 独立	再任 社外 独立	再任 社外 独立
						
氏名	ささ ゆきやす 佐々 幸 恭	こんどう ゆきやす 近 藤 幸 康	すぎはら おさみ 杉 原 修 巳	おおたけ けんいちろう 大 武 健 一 郎	ほ ぼ まさよ 保 々 雅 世	たむら ふ み こ 田 村 富 美 子
在任期間	14年	10年	8年	11年	4年	4年
取締役会出席状況	18／18回 100%	18／18回 100%	18／18回 100%	18／18回 100%	18／18回 100%	17／18回 94%
所有する当社の株式数	383,540株	55,100株	25,400株	20,200株	600株	200株
指名・報酬委員会	○			○	○	○
企業経営	○	○	○	○	○	○
ICT／DX	○	○			○	
国際性	○			○	○	○
人財育成	○	○		○	○	○
財務／会計			○	○		
法務／リスク管理			○			

(注) 上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験をあらわすものではありません。

候補者番号

1

さ さ ゆ き や す
佐々 幸恭

(1964年 8 月28日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1992年10月	当社入社	2005年 4 月	当社取締役マーケティング本部長
1997年12月	当社取締役第 2 営業本部長	2006年12月	当社取締役専務執行役員マーケティング本部長
1998年 6 月	CMC PRODUCTIONS USA, INC.取締役社長	2011年12月	当社代表取締役社長代表執行役員（現任）
2004年 2 月	CMC PRODUCTIONS USA, INC.取締役社長退任		

【重要な兼職の状況】

株式会社CMC Solutions取締役
府中自動車株式会社取締役

選任理由

2011年12月より、当社代表取締役を務め、経営手腕と豊富な経験を有するほか、DX及びグローバルビジネスに高い見識を有し、当社グループの成長に強いリーダーシップを発揮し、企業価値の向上に貢献していることから、今後も当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

こ ん ど う ゆ き や す
近藤 幸康

(1962年10月 1 日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2003年 8 月	当社入社	2020年10月	当社取締役執行役員 C I O DX 戦略部担当
2006年12月	当社執行役員	2021年10月	当社取締役執行役員 C O O 戦略部担当
2010年12月	当社常務執行役員	2022年10月	当社取締役執行役員 C O O
2013年12月	当社常務執行役員メディア事業本部長		モビリティサービス企画本部長
2015年12月	当社取締役常務執行役員メディア事業本部長	2023年10月	当社取締役執行役員 C O O
2018年10月	当社取締役常務執行役員 I C T 本部長		コンテンツチェーン戦略本部長
2019年12月	当社取締役専務執行役員 I C T 本部長	2025年10月	当社取締役執行役員 C O O 兼 C I O（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社CMC Solutions代表取締役会長
株式会社CMCエクスマニコム代表取締役会長
株式会社CMCエクスメディカ取締役

選任理由

ICT技術開発戦略に豊富な知識と経験を有し、COO及びCIOとして当社グループの事業・営業戦略の強化に貢献していることから、今後も当社グループの事業・営業戦略の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

すぎはら
杉原

おさみ
修巳

(1963年3月5日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1985年4月	株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行	2015年12月	当社執行役員管理本部長経営企画室担当
2007年4月	三菱UFJ証券株式会社 自動車セクター・チーム部長	2017年12月	当社取締役執行役員管理本部長 経営企画室担当
2011年1月	株式会社三菱東京UFJ銀行	2019年10月	当社取締役執行役員管理本部長 経営企画部担当
	知多半田地区支配人兼半田支社長	2022年10月	当社取締役執行役員管理本部長 経営企画室担当
2013年7月	MUセンターサービス名古屋株式会社取締役社長	2023年10月	当社取締役執行役員CFO 管理本部長（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社メイン監査役
株式会社CMCエクスメディカ監査役
府中自動車株式会社監査役

選任理由

金融業界、特に証券市場の知識と経験を有し、CFOとして当社グループの経営・財務戦略の強化に貢献していることから、今後も当社グループの経営戦略の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

おおたけ
大武

けんいちろう
健一郎

(1946年7月10日生)

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1970年5月	大蔵省（現 財務省）入省	2008年7月	大塚ホールディングス株式会社 代表取締役副会長
1995年5月	大蔵省 大臣官房審議官	2014年12月	当社社外取締役（現任）
1998年7月	大蔵省 国税庁次長	2021年5月	ベトナム簿記普及推進協議会 名誉理事長（現任）
2001年7月	財務省 主税局長	2021年11月	大阪大学大学院医学研究科 招聘教授（現任）
2004年7月	財務省 国税庁長官		
2005年7月	商工組合中央金庫（現 株式会社商工組合中央金庫）副理事長		

選任理由及び期待される役割の概要

財務省の要職を歴任し、財政や税務に豊富な経験や高い見識を有するだけでなく、企業経営者としての経験も有し、客観的な視点から経営全般に関して積極的に意見いただいていることに加え、当社指名・報酬委員会の委員長を務めるなど、ガバナンスの維持・強化に貢献していることから、今後も同氏の知見を当社グループの経営の監督に活かしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号

5

ほ ぼ ま さ よ
保々 雅世

(1960年7月22日生)

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1983年4月	日本アイ・ビー・エム株式会社 入社	2019年6月	大井電気株式会社 社外取締役
1995年4月	SAPジャパン株式会社 社長補佐	2019年6月	株式会社イグアス 社外取締役
1998年11月	ヴィリアネットジャパン株式会社 代表取締役社長	2021年12月	当社社外取締役（現任）
2004年3月	マイクロソフト株式会社 業務執行役員	2022年3月	株式会社バカン 社外取締役（現任）
2006年7月	日本オラクル株式会社 執行役員	2023年6月	JFEシステムズ株式会社 社外取締役（現任）
2013年4月	青山学院大学大学院国際マネジメント研究科 特任教授		

【重要な兼職の状況】

株式会社バカン社外取締役

JFEシステムズ株式会社社外取締役

選任理由及び期待される役割の概要

情報サービス産業での企業経営者としての豊富な経験を有し、ICT・DXに関する高い見識を有していることから、今後も同氏の知見を当社グループの経営の監督に活かしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号

6

た む ら ふ み こ
田村 富美子

(1960年4月9日生)

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1985年4月	横浜YMCA YMCA健康福祉専門学校 専任講師	2018年9月	株式会社パソナ 専務執行役員キャリア支援事業本部本部長
1994年4月	東京工芸大学女子短期大学 講師	2020年3月	株式会社パソナ 人材派遣・BPO本部理事
1996年9月	株式会社パソナ 入社	2021年12月	当社社外取締役（現任）
2009年9月	株式会社パソナ 執行役員関東営業本部第3営業部部長	2022年6月	株式会社パソナ エキスパート・BPO事業本部理事
2016年9月	株式会社パソナ 常務執行役員東海営業本部本部長	2024年5月	パレモ・ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

パレモ・ホールディングス株式会社 社外取締役

選任理由及び期待される役割の概要

人財サービス産業での企業経営者としての豊富な経験を有し、人財教育・育成に関する高い見識を有していることから、今後も同氏の知見を当社グループの経営の監督に活かしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大武健一郎氏及び保々雅世氏、田村富美子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基く独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏が再任された場合は、引続き各氏を独立役員とする予定です。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、本総会の決議事項第2号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者3名は、次のとおりであります。

候補者番号	1	2	3
属性	新任	新任 社外 独立	新任 社外 独立
			
氏名	さとう まさよし 佐藤 正慶	こぼり もちる 児堀 もゆる	のじ ひでゆき 野路 英幸
在任期間	1年	2年	2年
取締役会出席状況	13回/13回 100%	18回/18回 100%	18回/18回 100%
監査役会出席状況	10回/10回 100%	12回/12回 100%	12回/12回 100%
所有する当社の株式数	なし	500株	400株
指名・報酬委員会	—	○	○
企業経営	○	○	○
ICT/DX			
国際性	○		
人財育成		○	○
財務/会計	○		○
法務/リスク管理		○	

(注) 1. 上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験をあらわすものではありません。

2. 監査役佐藤正慶氏の取締役会及び監査役会出席回数は、2024年12月20日就任後の回数を記載しております。

候補者番号

1

さとう まさよし
佐藤 正慶

(1965年2月8日生)

新任

【略歴、当社における地位】

1987年4月	トヨタ自動車株式会社 入社	2019年1月	トヨタ自動車株式会社 事業業務部 グループ長
2007年1月	トヨタ自動車株式会社 グローバル事業企画部 グループ長	2022年1月	トヨタ自動車株式会社 事業業務部 主幹
2012年1月	トヨタモーターエンジニアリングアンドマニファクチュアリングノースアメリカ株式会社 (TEMA) 出向	2024年12月	当社常勤監査役 (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社CMC Solutions監査役
株式会社CMCエクスマニコム監査役
広州国超森茂森信息科技有限公司監事

監査等委員である取締役候補者とした理由

事業会社での長年にわたる海外業務における知見を有しており、その経験や知見を活かして、2024年12月より、当社常勤監査役を務め、取締役の職務執行の監督等の役割を適切に果たしてきたことから、監査等委員として適切な監査を担えと判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号

2

こぼり
児堀もゆる

(1971年5月9日生)

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位】

2002年11月	司法試験 合格	2023年1月	弁護士法人後藤・鈴木法律事務所 設立 同事務所代表社員 弁護士就任
2004年10月	日本弁護士連合会に弁護士登録 名古屋弁護士会 (現 愛知県弁護士会) 入会	2023年12月	当社社外監査役 (現任)
2008年10月	後藤武夫法律事務所に入所	2024年7月	弁護士法人後藤・木河法律事務所 パートナー弁護士就任 (現任)
2015年7月	MICS化学株式会社 社外取締役		
2018年1月	後藤・鈴木法律事務所パートナーに就任	2024年11月	ケイティケイ株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任)
		2025年6月	イビデン株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任)

【重要な兼職の状況】

弁護士法人後藤・木河法律事務所 パートナー弁護士
ケイティケイ株式会社社外取締役 (監査等委員)
イビデン株式会社社外取締役 (監査等委員)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験や知見を活かして、2023年12月より、当社社外監査役として会社から独立した立場で適切な監査を遂行してきたことから、今後とも、幅広い視点からの客観的・中立的な助言や提言を期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

候補者番号

3

のじ ひでゆき
野路 英幸

(1960年5月4日生)

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位】

1979年4月	金沢国税局 入局	2018年7月	名古屋国税局 総務部 総務課 課長
2013年7月	国税庁 長官官房 総務課 監督評価官室 監督評価官	2019年7月	名古屋国税局 課税第二部 次長
2015年7月	名古屋東税務署 署長	2020年7月	名古屋国税局 調査部 部長
2016年7月	名古屋国税局 総務部 人事第二課 課長	2021年7月	退職
2017年7月	名古屋国税局 課税第二部 法人課税課 課長	2021年8月	税理士登録（現任）
		2023年12月	当社社外監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

野路英幸税理士事務所 所長

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

税務行政における豊富な経験と税理士としての専門的知見を有しており、その経験や知見を活かして、2023年12月より、当社社外監査役として会社から独立した立場で適切な監査を遂行してきたことから、今後とも、幅広い視点からの客観的・中立的な助言をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 監査等委員である各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 児堀もゆる氏及び野路英幸氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が選任された場合は、両氏を独立役員とする予定です。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠決定の件

当社取締役に対する報酬限度額は、2007年12月20日開催の第46期定時株主総会での決議により、年額250百万円となっております。

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行します。本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額を年額250百万円（うち社外取締役は年額50百万円以内）と設定することについて、ご承認をお願いしたいと存じます。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬枠決定の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行します。本議案は、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額40百万円と設定することについて、ご承認をお願いしたいと存じます。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬等の額及び内容決定の件

当社取締役の譲渡制限付株式報酬限度額は、2017年12月22日開催の当社第56期定時株主総会での決議により、年額55百万円とご承認をいただいております。

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行します。本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の譲渡制限付株式報酬限度額を年額55百万円と設定することについて、承認をお願いしたいと存じます。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、対象取締役の員数は3名となります。

本議案をご承認いただいた場合、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬の内容は下表のとおりです。当該報酬制度及び譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項については、当社の取締役会において定めるものとしします。

対象者	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）
株式報酬限度額	年額55百万円（対象取締役は、当該枠内で支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、これにより発行又は処分される普通株式の交付を受ける）
各取締役に対する株式報酬額	各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上決定
割当てる株式の種類及び割当の方法	普通株式（割当契約において譲渡制限を付したものを）を発行または処分
割当てる株式の総数	対象取締役に対して年30,000株を上限（ただし、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付き株式の総数を合理的に調整することができる）
払込金額	発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）を基礎として、譲渡制限付株式を引き受ける本制度の対象者に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定
譲渡制限期間	割当日から当社の取締役の地位を退任する日までの期間
譲渡制限の解除条件	譲渡制限の満了をもって制限を解除 ただし、取締役会が正当と認める理由により退任した場合又は死亡により退任した場合には譲渡制限を解除
当社による無償取得	譲渡制限期間中に、法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、割当株式をすべて当社が無償取得することができる

本議案は、第2号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

（ご参考）

当社は、本議案が原案どおり承認可決された場合、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員、理事にも、譲渡制限付株式報酬制度を適用する予定です。

以 上

事業報告 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の経営成績の概況

当社グループは、情報を必要とする人へ“必要な時に、必要とする情報を、最適な方法で”届け、関わる皆さまの心動かす価値を提供するために、お客さま企業に寄り添うことで製品・業務を深く理解し、情報を必要とする人のニーズに合わせて情報を体系化することで、社会全体の情報価値向上サイクルの実現をめざしております。

(全般的概況)

お客さま企業では、生成AIやデジタル技術の急速な普及を背景に、デジタル変革(DX)の取組みが加速しています。

当連結会計年度においては、Knowledge事業では、お客さま企業に寄り添い、製品・業務情報といったデータの利活用を支援する活動が拡大し、前期比7.1%の増収となりました。一方、Manuals事業では、製品モデルサイクルおよび販売計画の変更・中止などが影響し、前期比22.9%の減収となり、その結果、売上高、営業利益は前期比で減収減益となりました。

なお、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に計上の一時的な費用がないことに加え、為替差益や資本業務提携の見直しによる投資有価証券の売却益などで、前期比でわずかに増益となりました。

(成長戦略の進捗状況)

当社グループの経営を取り巻く環境は、2030年に向けて、労働力人口の減少、生成AIなどデジタル技術の急速な進化と普及、世界的な社会課題の変化などが予想されております。こうした環境変化のなかで、中期経営計画では、「2030年を見据え、人とデータの共生を支える情報活用の基盤を拡げる」を基本方針としております。

商材戦略では、お客さま企業の「製品・業務情報」に基づく情報活用の基盤構築を進めました。次の段階として、生成AI活用で、情報体験価値を高めることに注力しております。引き続き、当社の子会社である自動車整備会社での現場検証など、お客さま企業に寄り添い、時代の変化を先取りした商材開発、事業展開を加速してまいります。

市場戦略では、アジアと欧州拠点の再編を通じて、「情報活用の基盤拡大」を実現するグローバル体制作りを進めました。今後も、お客さま企業の新事業展開に寄り添い、2030年を見据えた成長市場への展開を加速してまいります。

(事業分類別の状況)

科目	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)		当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)		前期比	
	金額 (百万円)	売上高 構成比率 又は 利益率	金額 (百万円)	売上高 構成比率 又は 利益率	金額 (百万円)	増減率
売上高	19,523	100.0%	18,256	100.0%	△1,267	△6.5%
Manuals	8,438	43.2%	6,505	35.6%	△1,933	△22.9%
Knowledge	10,257	52.5%	10,987	60.2%	+730	7.1%
その他	827	4.2%	763	4.2%	△64	△7.8%
(ご参考)						
国内市場 向け	9,173	47.0%	10,520	57.6%	+1,347	14.7%
海外市場 向け	10,350	53.0%	7,735	42.4%	△2,614	△25.3%
営業利益	2,975	15.2%	2,694	14.8%	△280	△9.4%
経常利益	3,182	16.3%	3,205	17.6%	+23	0.7%
親会社株主に帰属 する当期純利益	2,078	10.7%	2,149	11.8%	+70	3.4%

(注) 1 府中自動車(連結子会社)は、当期より、年間を通じ、連結業績へ取り込んでおります。

2 当連結会計年度より、売上高における事業分類 (Manuals、Knowledge、その他) ごとの業績をより適正に評価管理することを目的として、事業分類の集計単位見直しを行いました。この変更により、従来の集計方法と比較して、前連結会計年度のManualsが667百万円減少、Knowledgeが308百万円増加、その他が359百万円増加しております。なお、前連結会計年度の事業分類については、変更後の集計方法により算出した数値に組み替えて記載しております。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は9億25百万円であります。主なものは、当社におけるNAGOYA BASE新築工事に係る建物3億4百万円、建物附属設備2億71百万円、構築物10百万円、工具器具備品1億14百万円であります。

なお、これらの所要資金は、自己資金で賄っております。

(3) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、お客さま企業の製品・業務を深く理解し、情報を必要とする人のニーズに合わせて情報を体系化することで、情報を必要とする人へ“必要な時に、必要とする情報を、最適な方法で”届け、関わる皆さまの心動かす価値を提供する、社会全体の情報価値向上サイクルの実現をめざしております。

[中期経営計画の骨子]

- ・ 期間：2025年9月期から2027年9月期末までの3ヵ年
- ・ 方針：2030年を見据え、人とデータの共生を支える情報活用の基盤を拡げる

当社グループがつくりだす情報を、2030年を見据えた次世代の価値に進化させ、ユーザーエクスペリエンス（顧客体験価値）の最大化をめざします。具体的には、お客さま企業の製品・技術情報などを「人にやさしく、機械にやさしい」体系化されたデータに整え、情報を必要とする人へ“必要な時に、必要とする情報を、最適な方法で”提供する基盤の強化を図り、さらなる発展をめざしてまいります。

当社グループを取り巻く経営環境は、生成AIをはじめとするデジタル技術の急速な進展により、情報の価値と提供方法が大きく変化しています。従来はユーザーが自ら情報を検索する時代でしたが、現在では行動や状況に応じて、情報が自動的に提供される時代へ移行しつつあります。また、IoTやクラウド連携を前提とした製品の普及や、労働力人口の減少に対応するAIの活用が進む中で、情報は社会全体に広がり、情報の体験価値は一層高まることが見込まれます。

当社グループは、この環境変化を、ビジネスモデル変革の好機と捉え、次の経営課題に取り組んでまいります。

① 事業戦略

当社グループは、お客さま企業における情報を“必要な時に、必要とする情報を、最適な方法で”提供する「データプラットフォーム型」ビジネスモデルの実現をめざしております。既存事業では、製品・技術情報に対する深い理解に基づく正確な情報作りを基盤に、QCD（品質・コスト・納期）を徹底追求し、時代に求められる情報提供を進めてまいります。

さらに、AI技術を活用し、情報提供の仕組みを革新することで顧客体験価値の最大化に取り組んでまいります。

② 体制戦略

当社グループは、ビジネスモデル変革を実現し、定着させるための体制整備を進めてまいります。その一環として、情報のQCDを追求する機能と、顧客体験価値を高めるイノベーション機能に分けた組織体制を構築しております。今後はAI活用基盤の整備に加え、M&Aやアライアンスを通じて市場・商材・技術など必要な機能を獲得し、変革を加速させてまいります。

③ 人材育成戦略

当社グループは、「データプラットフォーム型」ビジネスモデルを支える人材の育成と確保に取り組んでまいります。ビジネスモデル変革に伴い、既存のプロセスを徹底的に刷新すると共に、新たに必要となる人材・スキルの再定義を進めます。それに応じた、人材に関する採用、教育を体系化することで、AI技術の活用とビジネスデザイン力を備えた人材を育成してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

		第61期 (2022年9月期)	第62期 (2023年9月期)	第63期 (2024年9月期)	第64期 (当連結会計年度) (2025年9月期)
売上高	(百万円)	17,917	18,451	19,523	18,256
経常利益	(百万円)	2,964	2,873	3,182	3,205
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,003	1,762	2,078	2,149
1株当たり当期純利益		150円56銭	132円97銭	156円72銭	164円12銭
総資産	(百万円)	22,626	24,746	26,408	27,137
純資産	(百万円)	17,532	19,222	20,928	21,919
1株当たり純資産額		1,315円42銭	1,428円67銭	1,554円78銭	1,667円76銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、
1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第64期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記(1)当連結会計年度の経営成績の概況に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社CMC Solutions	80,000千円	100.00%	ソフトウェア受託開発
株式会社CMCエクスマニコム	440,500千円	100.00%	自動車などの取扱説明書、修理書等の企画・編集・制作
株式会社メイン	30,000千円	100.00%	各種教育・人材派遣
株式会社CMCエクスメディカ	55,000千円	100.00%	医療・医薬品領域における各種ドキュメントの企画・編集・制作、及び各種商品教育・販売教育
府中自動車株式会社	45,000千円	70.00%	自動車の整備・販売
CMC Group Europe B.V. (オランダ)	142千ユーロ	(注) 100.00%	各種ドキュメントの企画・編集・制作及び翻訳
広州国超森茂森信息科技有限公司 (中国)	12,000千元	93.47%	各種ドキュメントの企画・編集・制作
CMC GROUP ASIA CO., LTD. (タイ)	15,000千バーツ	49.00%	各種商品教育・販売教育・技術教育などの企画・運営

(注) CMC Group Europe B.Vは、子会社である株式会社CMCエクスマニコムが100%出資しております。

③ その他の重要な企業結合の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)

事業区分	事業内容
Manuals&Knowledge事業	情報を必要とする人へ“必要な時に、必要とする情報を、最適な方法で”届け、ユーザーエクスペリエンス（顧客体験価値）の最大化を図るために、お客さま企業の商材・市場・会社を深く理解し、お客さまのニーズに合わせて情報を体系化することで、社会全体の情報価値向上サイクルの実現をめざす一連のサービスを提供しております。

(8) 従業員の状況 (2025年9月30日現在)

① 企業集団の従業員数

	従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
Manuals&Knowledge事業	825名	37名減	43.1歳	14.7年

(注) 1. 従業員数には、企業集団外への出向者14名及び取締役兼務でない執行役員4名を除き、企業集団外からの出向者1名を含んでおります。
また、従業員数には、パートタイマーの期中平均雇用人数84名は含んでおりません。
2. 当社グループはManuals&Knowledge事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の従業員数

	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計	375名	26名減	43.4歳	17.2年

(注) 従業員数には、他社への出向者21名及び取締役兼務でない執行役員4名を除いております。
また、従業員数には、パートタイマーの期中平均雇用人数12名は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (2025年9月30日現在)

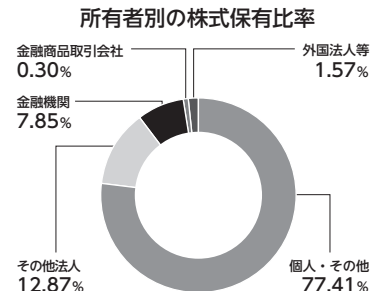
該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2025年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 47,820,000株
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 12,943,538株
 (自己株式数1,420,462株を除く)
 (3) 株主数 5,619名
 (4) 大株主



株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
佐々香予子	3,160,360	24.42%
光通信 K K 投資事業有限責任組合無限責任組合員光通信株式会社	852,900	6.59%
株式会社ササコーポレーション	800,000	6.18%
シイエム・シイ従業員持株会	613,150	4.74%
佐々幸恭	383,540	2.96%
株式会社三菱UFJ銀行	360,000	2.78%
株式会社新居浜鉄工所	250,000	1.93%
株式会社三井住友銀行	240,000	1.85%
龍山真澄	224,600	1.74%
鷲尾美里	219,600	1.70%

- (注) 1. 持株比率は自己株式1,420,462株を控除して算出しております。
 2. 当社は、自己株式1,420,462株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	7,800株	3名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「 3. (3) 取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。
 2. 当事業年度中に当社が社外取締役に対して交付した株式はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年9月30日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐々幸恭	代表取締役社長 代表執行役員	株式会社CMC Solutions取締役 府中自動車株式会社取締役
近藤幸康	取締役執行役員COO兼CIO コンテンツチェーン戦略本部長	株式会社CMC Solutions代表取締役会長 株式会社CMCエクスマニコム代表取締役会長 株式会社CMCエクスメディカ取締役 CMC GROUP ASIA CO., LTD.取締役
杉原修巳	取締役執行役員CFO 管理本部長	株式会社メイン監査役 株式会社CMCエクスメディカ監査役 府中自動車株式会社監査役
大武健一郎	取締役	—
保々雅世	取締役	株式会社バカン社外取締役 JFEシステムズ株式会社社外取締役
田村富美子	取締役	株式会社パソナ エキスパート・BPO事業本部理事 パレモ・ホールディングス株式会社社外取締役
佐藤正慶	常勤監査役	株式会社CMC Solutions監査役 株式会社CMCエクスマニコム監査役 広州国超森茂森信息科技有限公司監事
児堀もゆる	監査役	弁護士法人後藤・木河法律事務所 パートナー弁護士 ケイティケイ株式会社社外取締役（監査等委員） イビデン株式会社社外取締役（監査等委員）
野路英幸	監査役	野路英幸税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役大武健一郎氏、保々雅世氏及び田村富美子氏は、社外取締役であります。なお、当社は各氏を独立役員に指定し、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出ております。
2. 監査役児堀もゆる氏及び野路英幸氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を独立役員に指定し、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出ております。
3. 監査役児堀もゆる氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役野路英幸氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当事業年度中の取締役の重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
佐々幸恭	株式会社CMC Solutions取締役 株式会社メイン代表取締役会長 株式会社CMCエクスメディカ取締役 府中自動車株式会社取締役	株式会社CMC Solutions取締役 府中自動車株式会社取締役	2025年9月16日

6. 当事業年度中の監査役の重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
児堀もゆる	弁護士法人後藤・木河法律事務所 パートナー弁護士 ケイティケイ株式会社社外取締役 (監査等委員)	弁護士法人後藤・木河法律事務所 パートナー弁護士 ケイティケイ株式会社社外取締役 (監査等委員) イビデン株式会社社外取締役 (監査等委員)	2025年6月20日

7. 当事業年度中に退任した監査役は次のとおりであります。

氏 名	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況	退任日
緒方健司	辞任	株式会社シイエム・シイ常勤監査役 株式会社CMC Solutions監査役 株式会社CMCエクスマニコム監査役 広州国超森茂森信息科技有限公司監事	2024年12月20日

8. 当事業年度末日後の取締役の重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
近藤幸康	株式会社CMC Solutions 代表取締役会長 株式会社CMCエクスマニコム 代表取締役会長 株式会社CMCエクスメディカ取締役 CMC GROUP ASIA CO., LTD.取締役	株式会社CMC Solutions 代表取締役会長 株式会社CMCエクスマニコム 代表取締役会長 株式会社CMCエクスメディカ取締役	2025年10月24日
田村富美子	株式会社パソナ エキスパート・BPO事業本部理事 パレモ・ホールディングス株式会社 社外取締役	パレモ・ホールディングス株式会社 社外取締役	2025年11月30日

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補されることとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社のすべての取締役・監査役であり、そのすべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

①当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			支給人数 (名)
		基本報酬	業績連動型報酬等	非金銭報酬等	
		月額固定報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	101,256 (17,250)	62,250 (17,250)	28,800 (-)	10,206 (-)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	23,925 (11,100)	23,925 (11,100)	- (-)	- (-)	4 (2)
計 (うち社外役員)	125,181 (28,350)	86,175 (28,350)	28,800 (-)	10,206 (-)	10 (5)

- (注) 1. 上記のほか、執行役員兼務取締役の執行役員報酬相当額35,700千円を支払っております。
2. 使用人兼務取締役はありません。
3. 取締役に対する報酬限度額は、年額250,000千円（2007年12月20日開催第46期定時株主総会決議）うち社外取締役を除く取締役に
対する議渡制限付株式報酬限度額は、年額55,000千円（2017年12月22日開催第56期定時株主総会決議）であります。なお、第46
期定時株主総会決議終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役0名）です。また、第56期定時株主総会終結時点の取締役
の員数は、5名（うち、社外取締役1名）です。
4. 監査役に対する報酬限度額は、年額40,000千円（2007年12月20日開催第46期定時株主総会決議）であります。当該株主総会終結時
点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役2名）です。
5. 取締役会は、代表取締役社長兼代表執行役員佐々幸恭氏に対し、各取締役の個人別の賞与の決定を委任しております。委任した理由
は、当社全体の業績を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためです。

②取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

(ア) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針（以下、「決定方針」という。）につき、2025年3月14日の取締役会にて規程の改訂を決議いたしました。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの報告・意見具申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(イ) 決定方法の内容の概要

各役員の報酬は、「役員報酬・賞与規程」、「株式報酬規程」に基づき株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役の報酬については取締役会の決議により、監査役の報酬については監査役の協議によりそれぞれ決定しております。

社外取締役を除く取締役の報酬については、a 基本報酬、b 賞与、c 株式報酬（非金銭報酬等）から構成されております。各報酬要素の概要は以下のとおりであります。

a 基本報酬

「役員報酬・賞与規程」に基づき、取締役としての役割と役位に応じて金額を決定し、月額固定報酬として支給しております。

b 賞与

「役員報酬・賞与規程」に基づき、業績指標である連結営業利益額に加えて、業績評価申告書に基づく経営課題への取り組みの成果を総合的に評価し、決定しております。連結営業利益を指標として選択した理由は、本業の収益を示す財務数値であり、当該年度における各取締役の実績及び業績への貢献度が最も反映されるためであります。

c 株式報酬（非金銭報酬等）

「株式報酬規程」に基づき、譲渡制限付株式を、一事業年度につき、前事業年度に関する定時株主総会終結後から当該事業年度に関する定時株主総会終結時までの期間の職務執行の対価として割り当てております。当該株式報酬を採用する理由は、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるためであります。

社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であることから、固定報酬のみを支給しており、賞与並びに株式報酬は支給しておりません。

監査役の報酬は、監査を適切に行うための独立した立場であることから、固定報酬のみを支給しており、賞与並びに株式報酬は支給しておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先である法人等と当社の関係

(ア) 社外取締役（2025年9月30日現在）

氏名	兼職する法人等	兼職の内容	当社との関係
保々雅世	株式会社バカン	社外取締役	該当する事項はありません。
	JFEシステムズ株式会社	社外取締役	該当する事項はありません。
田村富美子	株式会社パソナ	エキスパート・BPO事業本部理事	該当する事項はありません。
	パレモ・ホールディングス株式会社	社外取締役	該当する事項はありません。

(イ) 社外監査役（2025年9月30日現在）

氏名	兼職する法人等	兼職の内容	当社との関係
児堀もゆる	弁護士法人後藤・木河法律事務所	パートナー弁護士	該当する事項はありません。
	ケイティケイ株式会社	社外取締役（監査等委員）	
	イビデン株式会社	社外取締役（監査等委員）	
野路英幸	野路英幸税理士事務所	所長	該当する事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 社外取締役

氏名	取締役会出席回数	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
大武健一郎	18回/18回	主に財務省での豊富な経験と高度な専門知識に基づき、議案の審議において必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
保々雅世	18回/18回	主に企業経営者（情報サービス産業）としての豊富な経験と高度な専門知識に基づき、議案の審議において必要な発言を適宜行っております。特に、データ戦略等について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
田村富美子	17回/18回	主に企業経営者（人財サービス産業）としての豊富な経験と高度な専門知識に基づき、議案の審議において必要な発言を適宜行っております。特に、人財戦略等について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(イ) 社外監査役

氏名	取締役会出席回数	監査役会出席回数	発言状況
児堀もゆる	18回/18回	12回/12回	主に弁護士としての法律の専門知識、経験等に基づき、議案の審議において必要な発言を適宜行っております。
野路英幸	18回/18回	12回/12回	主に税理士としての税務行政の専門知識、経験等に基づき、議案の審議における必要な発言を適宜行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	17,951,665
現金及び預金	13,123,533
受取手形及び売掛金	3,152,376
電子記録債権	118,327
棚卸資産	1,067,066
その他	490,643
貸倒引当金	△282
固定資産	9,186,315
有形固定資産	6,115,011
建物及び構築物	2,546,898
機械装置及び運搬具	95,706
工具、器具及び備品	187,654
土地	3,251,026
建設仮勘定	8,690
その他	25,036
無形固定資産	457,796
のれん	48,034
ソフトウエア	341,905
その他	67,855
投資その他の資産	2,613,507
投資有価証券	1,277,461
保険積立金	519,397
繰延税金資産	600,273
その他	216,375
資産合計	27,137,981

科目	金額
負債の部	
流動負債	3,330,226
支払手形及び買掛金	828,491
短期借入金	15,000
未払金	199,516
未払費用	250,428
未払法人税等	499,333
契約負債	132,538
賞与引当金	499,792
役員賞与引当金	76,000
その他	829,126
固定負債	1,888,276
長期借入金	205,795
役員退職慰労引当金	22,055
退職給付に係る負債	1,257,336
その他	403,089
負債合計	5,218,502
純資産の部	
株主資本	20,732,768
資本金	657,610
資本剰余金	679,306
利益剰余金	21,175,489
自己株式	△1,779,637
その他の包括利益累計額	854,010
その他有価証券評価差額金	533,909
為替換算調整勘定	307,573
退職給付に係る調整累計額	12,527
非支配株主持分	332,699
純資産合計	21,919,478
負債・純資産合計	27,137,981

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2024年10月1日から2025年9月30日まで）

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		18,256,391
売上原価		11,351,713
売上総利益		6,904,678
販売費及び一般管理費		4,209,809
営業利益		2,694,869
営業外収益		
受取利息	99,204	
受取配当金	72,266	
作業くず売却益	10,451	
為替差益	113,499	
保険解約返戻金	51,034	
投資有価証券売却益	144,840	
その他	38,768	530,064
営業外費用		
支払利息	2,852	
固定資産除却損	10,506	
固定資産売却損	187	
自己株式取得費用	3,638	
その他	2,168	19,353
経常利益		3,205,580
特別利益		
固定資産売却益	5,547	5,547
税金等調整前当期純利益		3,211,128
法人税、住民税及び事業税	1,010,732	
法人税等調整額	2,212	1,012,945
当期純利益		2,198,183
非支配株主に帰属する当期純利益		48,508
親会社株主に帰属する当期純利益		2,149,675

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月11日

株式会社シイエム・シイ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 増見 彰 則
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 牧 野 秀 俊

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シイエム・シイの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シイエム・シイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第64期事業年度の取締役における職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月11日

株式会社シイエム・シイ 監査役会

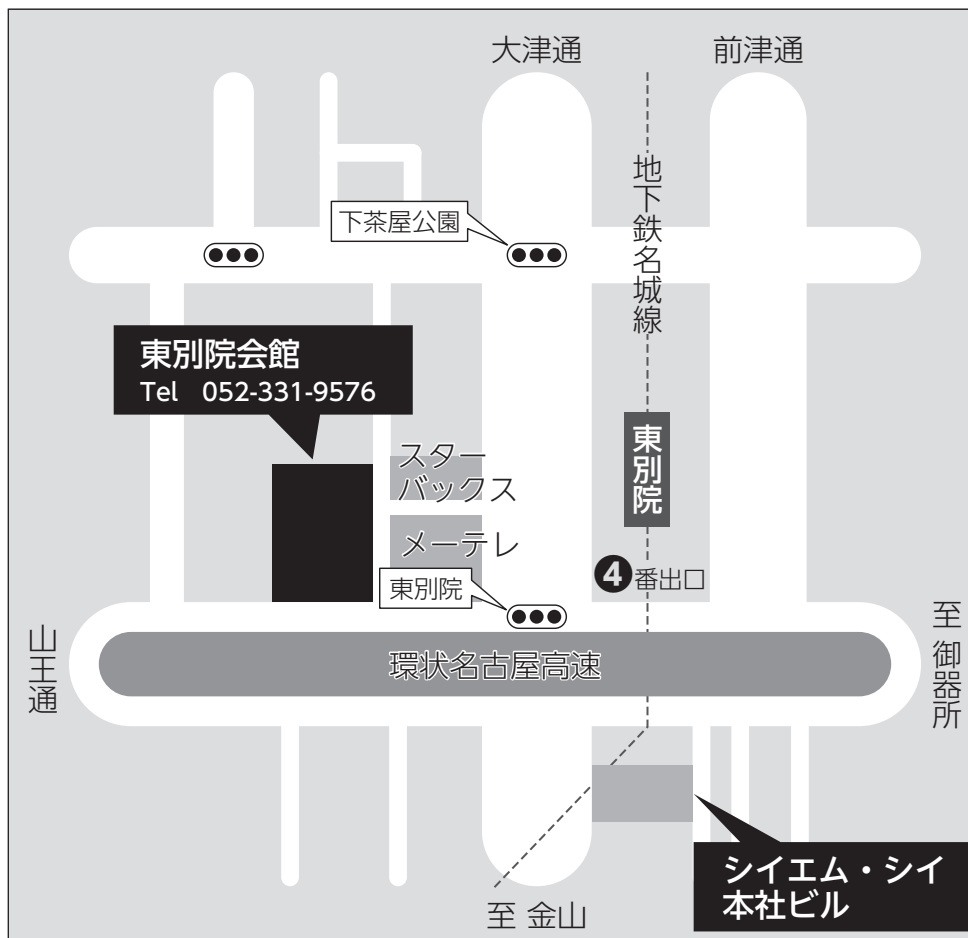
常勤監査役 佐藤正慶 ㊞

社外監査役 児堀もゆる ㊞

社外監査役 野路英幸 ㊞

以 上

定時株主総会会場ご案内図



会場

東別院会館 3階 東別院ホール
名古屋市中区橘二丁目8番45号

交通機関のご案内

地下鉄名城線「東別院駅」④番出口より西へ徒歩3分

(お願い) 会場には駐車場及び駐輪場の用意がございませんので、お車及び自転車を含む二輪車等での来場はご遠慮ください。

